

別表六の二(二十四)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六の二(二十四) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	：	：	法人名		
新給 規 増 雇 加 用 割 合 の 与 計 等 算 支	新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「12」の合計)	1	円	法 人 税 額 控 除 限 度 額	(8) ≥ 20% 又は (5) = (7) > 0 の場合 (11) × $\frac{20}{100}$	12	円
	新規雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「19」の合計)	2					
	新規雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3					
	新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は0)						
教育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)			控 除 の 計 算	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	15	
	比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)				当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16	
	教育訓練費増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			当期税額控除可能額 (14) と (16) のうち少ない金額	17	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は0)	8			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	18	
控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十四)付表「5」の合計)	9	円			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	
個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十六)「16」の合計)	10						
差引控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11						
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算							
教 育 訓 練 費 の 額						20	円
連結事業年度又は事業年度		教育訓練費の額		$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(21)の連結事業年度又は事業年度の月数}}$		改定教育訓練費の額 (22) × (23)	
21		22		23		24	
調整 対象 年度	：	：	円	_____		円	
	：	：		_____			
計							
比 較 教 育 訓 練 費 の 額						25	
(24の計) ÷ (調整対象年度数)							

「19」欄
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第1項」
② 「区分番号」欄：「10642」
③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合が対象となります。
連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した連結事業年度である場合については、P32をご参照ください。